

情報教育

学校教育目標

自らをきりひらく たくましい児童の育成

めざす児童像

知：自ら行動し、学び合う児童 〈かしこく〉

徳：思いやり、協働する児童 〈やさしく〉

体：心身ともに健康で、やりぬく児童 〈たくましく〉

情報教育目標

情報活用能力を身につけ、情報社会を主体的に生きる児童の育成

①情報活用の実践力

課題や目的に応じて、インターネットやテレビ、図書などのメディアを適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・創造したり、相手に合わせて情報を効果的に発信したり交流したりできる。

②情報の科学的な理解

いろいろなメディアの特性を理解し、情報を正しく判断して適切に扱うことができる。

③情報社会に参画する態度

社会生活の中で、情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの大切さを知り、関連する社会的なルールやマナーを理解した行動をとることができる。

各学年の指導目標

低学年

①Chromebook や本を活用し、必要な情報を進んで調べ、お絵かきソフト等で表現することができる。

②Chromebook に慣れ親しみ、生活や学習の道具として使うことができる。

③個人情報が悪用される危険性があることを知り、自分や他人の個人情報を大切にすることができる。

④アンプラグド（アリロ）でプログラミング的思考を行う。

中学年

①Chromebook や本で調べた情報を、ワープロやプレゼンテーションにまとめて表現することができる。

②Chromebook を生活や学習の道具として使い、得られる情報を正しく理解することができる。

③インターネット利用を通して、個人情報や著作権の尊重の必要性を理解することができる。

④プログラミングサービス（スクラッチ）を使って、ビジュアルプログラミングの基本操作を知る。

高学年

①様々な手段で情報を調べ、目的に応じてソフトや周辺機器を利用し、適切に表現することができる。

②インターネットの特性を理解し、得た情報を正しく活用することができる。

③インターネット社会への理解を深め、人権や著作権等の尊重などの適切な情報モラルを身につける。

④社会の中でのプログラミングの活用例を知り、micro:bit やスクラッチでプログラムを作る。

各教科	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータや Chromebook の基本的な操作を習得したり、インターネットの検索方法を理解したりして、適切に活用する。 ・情報セキュリティや著作権等を理解し、適切な情報モラルを身につける。 ・様々な課題を解決する中で、プログラミング的思考力を身につける。
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における道徳的価値の理解を図るとともに、情報社会の特性に対応した情報モラルの理解を図り、日常生活と共通する道徳的な価値観を身につけ、道徳的実践力の育成を図る。
学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動、児童会活動、学校行事、クラブ活動の様々な活動における情報収集や整理をする。 ・目的や相手に応じて、様々なソフトや周辺機器を活用し、表現活動をする。
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの情報の中から必要な情報を収集、整理、分析をする。 ・目的や相手に応じて、様々なソフトや周辺機器を活用し、表現活動や交流活動をする。

ICT活用の系統性

- ・各教室に系統表を掲示し、児童自身が自らのステージを確認できるようにする。
- ・各学期末に児童の活用状況がどのステージにあるか確認する。

児童生徒のICT活用の系統表

用途	使用アプリ等	ステージ1 (小学校低学年)		ステージ2 (小学校中学年)		ステージ3 (小学校高学年)		ステージ4 (中学校)
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学生
情報の共有 学習のプラットフォーム	クラスルーム 	□クラスルームに参加 □投稿を閲覧	□課題を提出	□ストリーム機能の利用	⇒	⇒	⇒	⇒
インターネット上の 情報検索・閲覧	検索 	—	—	□インターネット上の 情報検索・閲覧	⇒	⇒	⇒	⇒
カメラ・動画撮影	カメラ 	□写真撮影 □QRコードの読み取り	□動画撮影	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
電子ファイルの保存・整理	ドライブ 	—	□写真等をドライブに保存 □ドライブ内のファイルを使用	⇒	⇒	□ドライブにフォルダを作成 □ドライブ内のデータの整理	⇒	⇒
オンライン交流	meet 	□meetに参加 □カメラ/マイクON/OFF □マイクを切った発言	⇒	□チャット機能の利用	⇒	⇒	⇒	□画面共有機能を使い、自らの考えを発信
情報の共有	Jamboard 	□文字や絵を描く □付箋や図等を操作	⇒	□自分の考えを付箋・ 図等に書いて整理	⇒	□組織的に(グループで) 考えを整理・分析	⇒	
文書作成	ドキュメント 	—	—	⇒	□短文入力 □電子文書のよさの実感	□長文入力(作文等)	⇒	
表現、交流	スライド 	—	—	□調べたことをスライド にまとめる	⇒	□スライドにまとめ、 発表	⇒	□効果的な情報手段の選択 □相手に伝わりやすい表現、発表方法の工夫 □グラフを作成
アンケートデータの収集	フォーム 	□選択式で回答	⇒	□記述式で回答	⇒	⇒	□フォームを作成	
関数の作成	スプレッド シート 	—	—	—	□教師作成の表に 数値を打ち込む	□表を作成	⇒	
文字の入力・タイピング	タイピングサイト	□手書き入力 □音声入力	⇒	□ローマ字入力 (おためし)	□ローマ字入力 (1分間に5文字程度)	□ローマ字入力 (1分間に10文字程度)	□ローマ字入力 (1分間に20文字程度)	□ローマ字入力 (1分間に30文字程度)

情報モラルに係るガイドライン

(1) ガイドライン設定の理由

このガイドラインは、インターネットを利用する際の一般的なルールをまとめたものであり、利用者が最低限注意しなくてはならないものである。とりわけ、児童の個人情報等を尊重しながら、安全にインターネットを利用した教育及び

学習活動を行うための基本的な共通ルールを示している。教職員は、本ガイドラインに定める事項を十分理解して、インターネットを効果的に活用するよう努めるものとする。

(2) インターネットへの接続

① コンピュータの設置

学校でインターネットに接続しようとする場合は、公的に設置されたコンピュータまたは Chromebook を接続することとする。

② パスワード

パスワードの管理を徹底し、パスワードの管理者を決め、パスワードの流出を防ぐ。

(3) 公的なホームページの開設

① 公的なホームページの開設場所

学校において情報を発信するホームページは、公的に設置された公的機関のサーバにデータを置き管理する。

② 公的なホームページの開設主体

ホームページは、学校を開設主体として開設すること。開設、内容については、学校長の承認を必要とする。

(4) 公的なホームページへの掲載情報

① 掲載情報の著作権

ホームページに掲載する情報（文章、絵画、写真、音楽等）は、その著作権に十分配慮する。情報掲載にあたっては、作成者本人が登録することを原則とする。情報の作成者以外の者が掲載する場合、及び掲載する情報の内容が第三者に関連するものは、事前に情報の作成者及び関連する第三者の同意を得ることが必要である。

② 個人情報の保護

ホームページに児童の個人情報を掲載することは、児童の安全を確保する観点から、行わない。ただし、学校行事や児童の作品・活動成果の紹介その他教育活動を進める上で必要と思われる場合には、掲載による危険性を十分考慮して、掲載することができる。この場合、児童本人及び保護者に対して、掲載することの危険性についても十分説明した上で、その同意を得る。

(ア) 氏名等

児童の作品の掲載等においては、原則として個人情報を掲載しない。

(イ) 写真

写真を掲載する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないようにする。やむを得ず個人が特定できる写真を掲載する場合は、その写真を児童本人及び保護者に示して了解を得た上で、掲載する。

(ウ) その他の個人情報

国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など個人生活に関する情報は、公的なホームページ上には掲載しない。

③ 掲載情報の内容

教職員及び児童は、教育目的での情報発信であることを認識して記事を作成・掲載することとし、掲載情報については学校長の承認を得た上で発信すること。

学校長は、掲載情報の承認にあたって、次のような内容が掲載されないよう十分注意する。

(ア) 法令及び公序良俗に反する内容

(イ) 営利を目的とする内容

(ウ) 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容

(エ)第三者を誹謗・中傷したり差別につながったりするような内容

(オ)その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する内容

④ 掲載情報に対する指摘への対応

児童に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。第三者の著作にかかわる情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、学校長及び関係教職員で協議した後、適切な措置を講じる。

(5) 私的なホームページの掲載情報に関する禁止事項

① 公的な機関の名称等によるホームページ開設

教職員及び児童は、個人又は私的組織として開設しているホームページ上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを開設したりしない。

② 児童に関する個人情報等の掲載

教職員が自己の研究成果等を公的、及び私的なホームページにおいて発表する場合には、職務又は職務上の地位等に関連して、直接又は間接的に知り得た児童に関する個人情報及びこれに類する事項を掲載しない。